

特定秘密保護法 施行令(仮称)
(素案)
説明資料

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室

特定秘密保護法 施行令(仮称) 概要①

1 指定を行う行政機関の長の限定(61の機関(※)の長⇒19の機関の長への絞り込み)(施行令第3条)

- 特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長を精査し、指定をしない行政機関の長を列挙。



特定秘密を指定するのは、次の19の行政機関の長のみ。

- ①国家安全保障会議 ②内閣官房 ③内閣府 ④国家公安委員会 ⑤金融庁 ⑥総務省
- ⑦消防庁 ⑧法務省 ⑨公安審査委員会 ⑩公安調査庁 ⑪外務省 ⑫財務省 ⑬厚生労働省
- ⑭経済産業省 ⑮資源エネルギー庁 ⑯海上保安庁 ⑰原子力規制委員会 ⑱防衛省 ⑲警察庁

(※)平成26年7月1日現在。最高検察庁、高等検察庁等については、検察庁(1機関)として計上。

2 特定秘密指定管理簿の整備(施行令第4条)

- 行政機関の長は、特定秘密指定管理簿を整備し、指定・解除等を適切に管理。
- 指定の年月日、有効期間、特定秘密の概要、特定秘密保護法別表との対応関係等を記録。

3 特定秘密の表示(施行令第5条等)

- 特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を実施。
→ 対象文書の見やすい箇所に印刷するなど確実な方法で実施。
- 特定秘密の提供を受けた者も同様の措置を実施。
- 指定の解除等の際は、表示を抹消。

特定秘密保護法 施行令(仮称) 概要②

4 実施すべき保護措置

- 指定をした行政機関(第12条)、都道府県警察(第13条)、適合事業者(第15条)、提供を受ける行政機関の長等(第17条)等が講じる保護措置を規定。

主な保護措置

- ① 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- ② 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- ③ 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置
- ④ 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- ⑤ 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- ⑥ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- ⑦ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- ⑧ 特定秘密の伝達の方法の制限
- ⑨ 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
- ⑩ 特定秘密文書等の奪取等のおそれがある緊急事態における廃棄
→ 漏えいを防止するため、他に適当な手段がないと認められる場合に限定
- ⑪ 特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合の被害発生防止その他の措置